相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区磯部三六一番地、最後の住所神奈川県海老名市上今泉二丁目五番三九―八〇四号　被相続人　亡　金子　吉伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　吉田　正穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区並木一丁目二番、最後の住所川崎市麻生区高石五丁目一番三九―三〇三号

被相続人　亡　野上　睦晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

神奈川県鎌倉市大船二丁目二一番一一号

Ｐｌａｉｓｉｒ四階

相続財産管理人　司法書士　植松　育子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市明科七貴八四二〇番地、最後の住所横浜市青葉区荏田町二三六一番地三林ビル二Ｆ　被相続人　亡　山崎　茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階

相続財産管理人　弁護士　樋口　華恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡箱根町仙石原八三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　勝俣　富久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

神奈川県小田原市本町一丁目四番七号朝日生命小田原ビル四〇二　おだわら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長谷川　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市朝気一丁目二番、最後の住所山梨県甲府市朝気一丁目二番一二号

被相続人　亡　若宮　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴田　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市亀沢六九四九番地八二、最後の住所山梨県甲斐市大久保一三五七番地敷島荘

被相続人　亡　杉山　喜重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴田　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県埴科郡坂城町大字上五明二一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

長野県上田市中央四丁目九番七号

相続財産管理人　弁護士　岩下智太郎

平成二十九年三月二十九日

大阪市中央区南本町四丁目二番二一号イヨビルディング八階

相続財産管理人　弁護士　遠藤美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県勝山市長山町一丁目四〇七番地、最後の住所大阪府堺市西区草部一五五一番地二一

被相続人　亡　長谷川信二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル七階

相続財産管理人　弁護士　山下　良策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目三八番地、最後の住所大阪府吹田市青山台一丁目三番Ｃ五〇―一〇四号

被相続人　亡　石原藤一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

大阪市北区西天満六丁目一番一二号瑞穂ビル六階

相続財産管理人　井上　計雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市菅生町字元菅六番地、最後の住所愛知県岡崎市藤川町字境松二四番地

被相続人　亡　石田　ツネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

愛知県岡崎市竜美北一―三―三三倉内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松久保公平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市川東一八二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　界外　憲和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

三重県伊賀市上野丸之内五七―四センタービル二階　伊賀中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本城　祐貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区新喜多一丁目六一番地、最後の住所大阪市旭区大宮五丁目二番一四―二〇三号　被相続人　亡　中山　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市下池田町三丁目三〇番地、最後の住所大阪府岸和田市下池田町三丁目一三番二―九一〇号

被相続人　亡　笠井　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第18期決算公告　平成29年3月29日

宮城県仙台市宮城野区田子3丁目18番6号

仙台キリンビバレッジサービス株式会社

代表取締役社長　門間　尚志

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	240,280
	固定資産	25,880
	合計	266,160
負債及び純資産の部	流動負債	434,875
	賞与引当金	6,781
	固定負債	54,030
	退職給付引当金	50,657
	株主資本	△ 222,744
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 322,744
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△ 326,744
	（うち当期純損失）	（27,125）
	合計	266,160